



・二パーセント

に改める。

鳥取県告示第六百五十七号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十八号（農業近代化推進資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成八年九月二十四日から施行する。

平成八年九月二十四日前に、鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）第四条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

平成八年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表中「年三・二パーセント」を「年三・一パーセント」に、「年〇・八七五パーセント」を「年〇・八五パーセント」に改める。

鳥取県告示第六百五十八号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十九号（中山間地域活性化資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成八年九月二十四日から施行する。

平成八年九月二十四日前に、鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成二年十二月鳥取県規則第五十八号）第五条の規定による利子補給契約に基づく利子補給についての知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成八年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表の一の項中「年三・六五パーセント」を「年三・五五パーセント」に、「年一・三パーセント」を「年一・二五パーセント」に、「年〇・二五パーセント」を「年〇・二パーセント」に改め、同表の二の項中「年三・二パーセント」を「年三・一パーセント」に、「年一・七五パーセント」を「年一・七パーセント」に、「年〇・七パーセント」を「年〇・六五パーセント」に、「年三・四パーセント」を「年三・三パーセント」に、「年一・五五パーセント」を「年一・五パーセント」に、「年〇・五パーセント」を「年〇・四五パーセント」に改め、同表の三の項中「年三・一パーセント」を「年三・〇パーセント」に、「年一・八五パーセント」を「年一・八パーセント」に、「年〇・八パーセント」を「年〇・七五パーセント」に、「年一・七パーセント」を「年一・七パーセント」に、「年〇・七パーセント」を「年〇・六五パーセント」に改める。

鳥取県告示第六百五十九号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正し、平成八年九月二十四日から施行する。

平成八年九月二十四日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成八年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表の一の項中「年二・三〇パーセント」を「年二・二パーセント」に、「年二・一〇パーセント」を「年二・〇パーセント」に改め、同表の二の項中「年一・七五パーセント」を「年一・七パーセント」に、「年一・五五パーセント」を「年一・五パーセント」に改め、同表の三の項中「年一・六五パーセント」を「年一・六六パーセント」に、「年一・四五パーセント」を「年一・四パーセント」に改め、同表の四の項から九の項

までの規定中「年一・七五パーセント」を「年一・七パーセント」に、「年一・五五パーセント」を「年一・五パーセント」に、「年〇・六パーセント」を「年〇・五五パーセント」に改める。

**鳥取県告示第六百六十号**

平成八年四月鳥取県告示第二百五十一号（漁業経営維持安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成八年九月二十四日から施行する。

平成八年九月二十四日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成八年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表中「年三・一パーセント」を「年三・〇パーセント」に、「年一・八五パーセント」を「年一・八パーセント」に改める。

**鳥取県告示第六百六十一号**

平成八年四月鳥取県告示第二百五十二号（漁業経営安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成八年九月二十四日から施行する。

平成八年九月二十四日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成八年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一の表中「年三・七パーセント」を「年三・六パーセント」に、「年一・二五パーセント」を「年一・二パーセント」に改め、二の表中「年一・九五パーセント」を「年一・八パーセント」に改める。